

# 第Ⅰ 点検及び評価の実施概要

## 1. 趣 旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条」により、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成することとされています。また、作成した報告書は、議会に提出するとともに、公表しなければならないとされています。

なお、この点検及び評価に当たっては、教育に関する学識経験者の知見の活用を図るものとされています。

同法の規定に基づき、この度、長岡京市教育委員会が点検及び評価を行い、その結果を報告書としてまとめました。

### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

#### （教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たつては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 2. 概 要

(1) 教育委員会の所管する事務事業の取組実績、成果や課題等について自己評価

(2) 教育に関する有識者による外部評価

・有識者 2名(敬称略、50音順)

氏 名	役 職 等
加藤 善朗	京都西山短期大学 学長
藤村 祐子	滋賀大学教育学部 准教授

・外部評価会議 2回

令和4年10月7日(金)、令和4年10月28日(金)

(3) 11月定例教育委員会において、報告書を議決

### 3. 総 論

長岡京市教育委員会では、本市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、「長岡京市第2期教育振興基本計画（計画年度：令和3～12年度）」を策定しています。

計画の推進にあたっては、施策に連なる50の「主な取組・事業」＝実施計画において年次的な目標「目標指標」を設けています。この「目標指標」に対する結果と、施策に関連する統計の数値「評価指標」の推移を評価し、客観的な根拠（エビデンス）に基づく政策立案と、より効果的な施策のマネジメントを行うPDCAサイクルに基づく見直しにより、計画の推進を図ることとしています。

本市教育委員会では、この計画の進捗状況の点検評価と見直しの仕組みを、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定める教育委員会事務の点検・評価と位置付けました。

令和3年度は長岡京市第2期教育振興基本計画の初年度として、学校教育、社会教育という枠組みを超えて、多様な主体が連携しながら、目指すべき教育目標を共有し、長岡京市らしい特色ある教育施策をより一層推進するべく事業に取り組みました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、主に文化系・スポーツ系の事業においては目標を達成できない事業もありましたが、学校教育分野においては一人一台のタブレット端末が配備され、端末の活用により児童生徒が学習に積極的に参加できるなど、主体的・対話的で深い学びの推進に努めたほか、学習環境の充実に向けた改修工事を行うなど、教育施策の推進に努めました。